

## 逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第13条の2第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改め、同条第2項中「の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を「又は同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。」に改める。

第20条の4の見出し中「耐震基準適合住宅」を「耐震基準適合住宅等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

第26条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、「3,100円」を「3,900円」に改め、「5,500円」を「6,900円」に改め、「7,200円」を「10,800円」に改め、「3,000円」を「3,800円」に改め、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に改め、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第26項の見出し中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第1号等」に改め、同項を同項第4号とし、同項に次の1項を加える。

法附則第15条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

附則第26項に次の3号を加える。

- (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第26項に次の2号を加える。

(5) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(6) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則に次の1項を加える。

27 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第61条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第26条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 第26条第2号ア | 3,900円  | 4,600円  |
|          | 6,900円  | 8,200円  |
|          | 10,800円 | 12,900円 |
|          | 3,800円  | 4,500円  |
|          | 5,000円  | 6,000円  |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条及び第13条の2第1項の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日

(2) 第26条の改正規定並びに附則第5項及び第7項(改正後の逗子市市税条例附則第27項に係る部分を除く。) 平成27年4月1日

(3) 第13条の2第2項の改正規定並びに条例附則第27項の改正規定並びに第5項、第6項及び第7項(改正後の逗子市市税条例附則第27項に係る部分に限る。) 平成28年4月1日

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第1項第1号に掲げる規定による改正後の逗子市市税条例(以下「新条例」という。)第13条及び第13条の2第1項各号の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業

年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第26項（第4号を除く。）は、平成26年4月1日以後に取得される施設、設備又は機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例第26条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第27項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 6 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第27項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月に属する年の12月」とする
- 7 平成27年3月31日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第26条第2号及び新条例附則第27項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

|                  |         |                                                |
|------------------|---------|------------------------------------------------|
| 新条例第26条第2号ア      | 3,900円  | 3,100円                                         |
|                  | 6,900円  | 5,500円                                         |
|                  | 10,800円 | 7,200円                                         |
|                  | 3,800円  | 3,000円                                         |
|                  | 5,000円  | 4,000円                                         |
| 新条例附則第27項の表以外の部分 | 第26条第2号 | 逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正 |

|                             |            |                                                      |
|-----------------------------|------------|------------------------------------------------------|
|                             |            | 条例」という。) 附則第<br>7 項の規定により読み替<br>えて適用される第26条第<br>2 号  |
| 新条例附則第27項の表第<br>26条第 2 号アの項 | 第26条第 2 号ア | 平成26年改正条例附則第<br>7 項の規定により読み替<br>えて適用される第26条第<br>2 号ア |
|                             | 3,900円     | 3,100円                                               |
|                             | 6,900円     | 5,500円                                               |
|                             | 10,800円    | 7,200円                                               |
|                             | 3,800円     | 3,000円                                               |
|                             | 5,000円     | 4,000円                                               |

(改正理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 4 号）の施行に伴い、法人の市民税の法人税割の税率及び軽自動車税の税率を改定するとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を規定する等のため、所要の改正をする。